

特定個人情報保護評価関連の質問と回答

※ この文書の回答内容については、個人情報保護委員会と調整を行ったものです。

※ 3月4日以前に公開していたFAQのQ16～Q18を切り出したものになります。

Q1 新システムにおける特定個人情報の取扱いにあたっては、自治体は特定個人情報保護評価をする必要はありますか。

A1 従来から予防接種に関する事務では個人番号を使うため、各市町村は原則として既に特定個人情報保護評価を行っています。

今般の新型コロナウイルスワクチンの接種に関する事務において、新システムを利用する場合、既存の予防接種に関する事務に加えて新型コロナウイルスワクチンの接種記録の管理等を行うため、特定個人情報等の取扱いについて、主に次の取扱いが新たに生じることが想定され、特定個人情報保護評価が必要となります。

- ①新型コロナウイルスワクチンの接種記録を特定個人情報ファイルとして取り扱う
- ②予防接種台帳を管理するシステム等から新システムへの特定個人情報の登録
- ③新システムを利用したワクチン接種記録の管理及び他市町村との接種記録の照会・提供（情報提供ネットワークシステムは使用しない）（2月17日更新）

Q2 新型コロナウイルスワクチンの接種に関する事務の特定個人情報保護評価を行う場合、どの種類の評価書を作成すればいいでしょうか。

A2 既存の「予防接種に関する事務」の評価書へ、新型コロナの予防接種事務を追加することによって、しきい値判断結果が変わることが考えられます。考えられるケースは次のとおりです。

- ① 今まで対象人数 1,000 人未満であり、新型コロナの予防接種事務においても、1,000 人未満のケース
→評価不要
- ② 今まで対象人数 1,000 人未満だったが、新型コロナの予防接種事務において、1,000 人を超えるケース
→新規に評価書作成
- ③ 今まで、基礎項目評価書又は重点項目評価書を作成していたが、新型コロナの予防接種事務において、対象人数が増え、基礎項目評価が重点項目評価又は全項目評価に、重点評価が全項目評価になるケース
→評価の再実施
- ④ 今まで、実施していた評価について、新型コロナの予防接種事務においても、しきい値判断の結果に変更がなく、引続き同じ種類の評価をするケース

接種情報を確認する必要があり、そのため、現在、ワクチン接種記録システムを構築中ではありますが、その詳細はなお検討中であり、現状では特定個人情報保護評価を行える状況にはないこと

- ② 他方で、システム構築後は、可及的速やかに当該システムを活用し、迅速、かつ、正確な予防接種事務の遂行を図ることが期待されていることから、実施機関が特定個人情報保護評価を事前に実施することが困難であることが想定されるため、特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項の規定（緊急時の事後評価）の適用対象となり得るものと考えられます。

（2月17日更新）